

鳥取県営ライフル射撃場指定管理候補者の選定について

鳥取県営ライフル射撃場の指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

鳥取県ライフル射撃協会 会長 戸田 至（倉吉市横田440番地7）

2 指定期間

平成31年（2019年）4月1日から2024年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

5,070,000円（債務負担行為額 5,070,000円）

〔参考〕各年度の内訳

年 度	指定管理料
2019年度	1,006,000 円
2020年度	1,016,000 円
2021年度	1,016,000 円
2022年度	1,016,000 円
2023年度	1,016,000 円

※ 上記指定管理料は、2019年10月に実施予定の消費税の増税に対応したものの。

4 選定理由

鳥取県営ライフル射撃場の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

従来から、ライフル射撃場を無事故で管理してきた実績や銃砲刀剣類所持等取締法に規定する公安委員会指定射撃場の管理の基準、管理方法の基準ともに充足できる団体であると認められ、普及活動やジュニアの育成が期待できることから、指定管理候補者として選定したものの。

5 応募者（1者）

応 募 者	所 在 地	代 表 者
鳥取県ライフル射撃協会	倉吉市横田440番地7	会長 戸田 至

6 審査委員会委員

氏 名	所 属 等
黒田 多美子（委員長）	鳥取県スポーツ推進委員協議会副会長
酒井 嘉一（副委員長）	中国税理士会鳥取県支部連合会
逢坂 秀樹	鳥取短期大学教授
小倉 英治	鳥取県警察本部生活環境課課長補佐
小西 慎太郎	鳥取県地域振興部スポーツ課長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 施設管理（施設設備の維持管理、衛生管理等） (3) 料金設定（開館時間、休館日、利用料金等） (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) 個人情報保護等への対応 (6) ライフル射撃の普及振興の考え方、普及振興事業の企画力	50
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結 オ あいサポート企業等の認定 (6) 管理運営実績評価	26
5	その他 (指定手続条例第5条第3号)	(1) ネーミングライツに係る提案の有無	4

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	鳥取県ライフル射撃協会
基準 1（施設の平等利用）	適／不適	適
基準 2（施設の効用発揮）	5 0	2 2. 6
基準 3（経費の効率化）	2 0	8. 0
基準 4（管理の安定性）	2 6	6. 6
基準 5（その他）	4	0
合 計	1 0 0	3 7. 2
順位		1

※ 点数は各委員の平均

【委員からの主な意見等】

○選定基準 1 <施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること>

- ・ライフル等の危険物を管理するため、ライフル射撃スポーツの知識等を有する団体等が施設の運営を行うことが最適である。
- ・協会員が主な使用者であるが、一般の方にも使用要望にこたえ、平等な利用を確保している。

○選定基準 2 <施設の効用を最大限に発揮させるものであること>

- ・利用者のほとんどがライフル射撃協会の会員であることから、清掃等を会員が自ら行うことで経費削減につながる。
- ・協会員の確保に向けた普及活動について評価できる。

○選定基準 3 <管理に係る経費の効率化が図られるものであること>

- ・妥当ではあるが、分かりにくい。
- ・ライフル射撃協会の予算・決算について、指定管理料を含めた全体の金額とその内訳が分かるよう明確に整理していただきたい。

○選定基準 4 <管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること>

- ・小規模ではあるが、繰越金が 2 百万円程度あり、財政基盤等は安定している。
- ・協会役員（ベテラン協会員）が交代で管理運営に当たっている。
- ・数年前から若い会員の加入を推進しており、現在では半数以上が高校生以下のジュニア会員である。

○その他

- ・利用者のほとんどがライフル射撃協会の会員であれば、計画的及び合理的に会場を利用し、会員の射撃技術の向上に役立ててもらうことを期待したい。
- ・体験会等を積極的に行い、協会員の半数以上が高校生以下のジュニア会員であることから、競技者の裾野が広がっていることがうかがえる。今後、競技人口が増えていくことを期待したい。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前9時から午後8時まで

○休館日：毎週月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

(2) 利用料金・減免

○利用料金：現行どおり

○減免基準：現行どおり

(3) 利用促進のための取組

- ・ジュニアの育成に当たって、銃砲刀剣類所持等取締法の規制のないビームライフルを使用して無料の体験会や基礎練習できる場を提供する。
- ・土日の午前9時から午後3時までは、常時協会役員を配置する。
- ・射撃指導員による射撃教習を実施する。

(4) 経費削減のための取組

- ・射撃場内の設備について、常時管理者による点検を行うとともに、協会員や利用者に対して設備管理意識を高めるよう努める。
- ・協会員による草刈りや清掃、害虫駆除を定期的に行い、経費削減と景観美化に努める。